



2015年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日◆2015年5月24日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月1日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
2. 問題は【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（35歳）は、妻Bさん（30歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後に入社したX社を来月退職し、今までの経験を活かしてリサイクルショップを開業して個人事業主になる予定である。

Aさんは、退職後、現在加入している全国健康保険協会管掌健康保険に引き続き加入できる仕組みがあると聞き、その手続について知りたいと思っている。また、Aさんは、将来、自分の年金がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。

さらに、Aさんは、個人事業主になった後、老後の生活資金を計画的に準備する方法についてアドバイスを求めている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんおよび妻Bさんに関する資料＞

(1) Aさん

- ・昭和55年4月9日生まれ
- ・公的年金の加入歴は下記のとおりである（見込み期間を含む）。

平成12年4月

平成27年6月

国民年金	厚生年金保険	国民年金
学生納付特例制度の承認を受けた期間 (追納はしていない)	保険料納付済期間	保険料納付予定期間
36月	146月	298月

(20歳)

(60歳)

(2) 妻Bさん

- ・昭和60年3月3日生まれ
- ・18歳からAさんと結婚するまでの8年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 はじめに、Mさんは、健康保険の任意継続被保険者について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

Aさんは、退職によって健康保険の被保険者資格を喪失しますが、原則として、資格喪失日から（ ① ）以内に任意継続被保険者の資格取得の申出をすることにより、引き続き最長で（ ② ）、健康保険に加入することができます。

任意継続被保険者に対する保険給付は在職時の保険給付とほぼ同じですが、資格喪失後の継続給付に該当する者を除き、任意継続被保険者には（ ③ ）は支給されません。

- 1) ① 20日 ② 2年間 ③ 傷病手当金
- 2) ① 20日 ② 3年間 ③ 高額療養費
- 3) ① 30日 ② 3年間 ③ 傷病手当金

《問2》 次に、Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは、X社を退職後、60歳になるまで国民年金保険料を納付するものとし、老齢基礎年金の年金額は、平成26年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算するものとする。

- 1) $772,800円 \times \frac{444月}{480月}$
- 2) $772,800円 \times \frac{444月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$
- 3) $772,800円 \times \frac{298月 + 36月 \times \frac{1}{3}}{480月}$

《問3》 最後に、Mさんは、小規模企業共済制度について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「小規模企業共済の掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲内（500円単位）で加入者が選択することができます」
- 2) 「小規模企業共済の共済金は、一括で受け取るほか、所定の要件を満たせば、分割して受け取ることもできます」
- 3) 「加入者が小規模企業共済から一括で受け取った共済金は、一時所得として所得税の課税対象となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（50歳）は、専業主婦である妻Bさん（48歳）と長男Cさん（18歳）との3人家族である。

Aさんは、長男Cさんの大学への進学により教育費の負担が重くなったことから、現在加入している生命保険を見直したいと考えている。また、今後の急な出費に備えて、生命保険の契約者貸付制度について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが現在加入している生命保険の契約内容は、以下のとおりである。

＜Aさんが現在加入している生命保険の契約内容＞

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 平成8年10月1日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および付加されている特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	1,000万円	70歳・終身
定期保険特約	1,000万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
疾病入院特約	5日目から日額1万円	10年
災害入院特約	5日目から日額1万円	10年
成人病入院特約	5日目から日額1万円	10年
家族定期保険特約	300万円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※平成18年10月に特約を更新している。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 はじめに、Mさんは、Aさんが現在加入している生命保険の保障内容等について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 仮に、Aさんが現時点でがんに罹患したことにより継続して14日間入院（手術なし）した場合、Aさんが受け取ることになる入院給付金の額は、（ ① ）となります。
- ii) 仮に、Aさんが現時点で不慮の事故により亡くなった場合、妻Bさんが受け取ることになる死亡保険金の額は、（ ② ）となります。
- iii) 仮に、妻Bさんが現時点で亡くなった場合、Aさんが家族定期保険特約により受け取ることになる死亡保険金は、（ ③ ）となります。

- 1) ① 10万円 ② 2,500万円 ③ 非課税所得
- 2) ① 20万円 ② 3,000万円 ③ 所得税の課税対象
- 3) ① 30万円 ② 3,300万円 ③ 相続税の課税対象

《問5》 次に、Mさんは、生命保険の見直しについてアドバイスした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「保険金額を減額することで、保険料負担を軽減することができます。Aさんの必要保障額を改めて試算し、支出可能な保険料の範囲内で保障内容の見直しを検討してはいかがでしょうか」
- 2) 「契約転換制度を利用すれば、転換価格を転換後契約の保険料に充当することができ、かつ、転換後契約の保険料は転換前契約の加入時の年齢により算出されますので、新規に加入するよりも保険料の上昇を抑えることができます」
- 3) 「現在加入している生命保険契約を払済終身保険に変更すれば、入院特約などの各種特約は消滅しますが、以後の保険料負担はなく、現在の契約と同額の死亡保険金額を確保することができます」

《問6》 最後に、Mさんは、生命保険の契約者貸付制度について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「契約者貸付制度を利用すれば、申込時点における解約返戻金額と同額まで保険会社から貸付を受けることができます」
- 2) 「契約者貸付制度を利用した場合、利用した月の翌月以降、その貸付金の返済分が上乘せされた保険料を払い込む必要があります」
- 3) 「契約者貸付制度を利用している間に被保険者が死亡した場合、死亡保険金等の金額から未返済の貸付元利金を差し引いた額が保険金受取人に支払われることとなります」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長であるAさんは、平成27年4月、病気（業務外の事由）により65歳で死亡した。X社は、Aさんを被保険者とする生命保険契約の死亡保険金を原資として、Aさんの妻Bさん（65歳）に死亡退職金および弔慰金を支払う予定である。

また、X社の社長に新たに就任したAさんの長男Cさん（40歳）は、Aさんの死亡により生命保険の必要性を再認識し、自身を被保険者とする生命保険に新規加入することを検討している。

そこで、長男Cさんは、生命保険会社のファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社が加入していた生命保険の契約内容等は、以下のとおりである。

＜X社が加入していた生命保険の契約内容＞

保険の種類	無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	10年
死亡保険金額	5,000万円
Aさん死亡時までの払込保険料総額	500万円

＜Mさんが長男Cさんに提案した生命保険の内容＞

保険の種類	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	長男Cさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	98歳満了
死亡保険金額	1億円
年払保険料	280万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 X社がAさんを被保険者として加入していた定期保険から死亡保険金を受け取った場合におけるX社の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

1)

借 方		貸 方	
現金・預金	5,000万円	雑 収 入	5,000万円

2)

借 方		貸 方	
現金・預金	5,000万円	保険料積立金	250万円
		雑 収 入	4,750万円

3)

借 方		貸 方	
現金・預金	5,000万円	保険料積立金	500万円
		雑 収 入	4,500万円

《問8》 X社は、加入していた定期保険から受け取った死亡保険金を原資として、妻Bさん（長男Cさんの母親）に死亡退職金および弔慰金を支払う予定である。Mさんの、長男Cさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「X社が支払う死亡退職金については、『Aさんの最終役員報酬月額×法定相続人の数×功績倍率』の算式により計算した金額が、損金の額に算入することができる適正額となります」
- 2) 「お母さまが受け取る死亡退職金は、『500万円×法定相続人の数』の算式により計算した金額までは非課税財産となり、相続税の課税価格に算入されません」
- 3) 「お母さまが受け取る弔慰金は、実質上退職手当金等に該当すると認められるものを除き、Aさんの最終役員報酬月額の6カ月分に相当する金額までは非課税財産となり、相続税の課税価格に算入されません」

《問9》 Mさんは、長男Cさんに提案した長期平準定期保険の特徴について説明した。Mさんが、長男Cさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

私がCさんに提案した長期平準定期保険は、保険期間が長期にわたる定期保険です。具体的には、逓増定期保険に該当するものを除き、その保険期間満了時における被保険者の年齢が（ ① ）を超え、かつ、当該保険への加入時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものをいいます。死亡退職金や弔慰金、事業保障資金の財源を準備することができるほか、解約して受け取る解約返戻金を勇退時の役員退職金の原資として活用することができます。

私が提案した長期平準定期保険にX社が加入してその保険料を支払った場合、保険期間の開始時から当該保険期間の60%に相当する期間を経過するまでの期間にあっては、支払保険料の（ ② ）に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残りの金額を期間の経過に応じて損金の額に算入することになります。

なお、法人契約は、保険業法に基づくクーリング・オフ制度の対象と（ ③ ）。

- 1) ① 60歳 ② 2分の1 ③ なります
2) ① 70歳 ② 2分の1 ③ なりません
3) ① 70歳 ② 3分の2 ③ なります

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（48歳）は、専業主婦である妻Bさん（45歳）との2人暮らしである。Aさんは、平成26年4月に人間ドックを受診した結果、疾病が発見され、その治療のために20日間入院し、加入している生命保険から10万円の入院給付金を受け取っている。

Aさんの平成26年分の収入に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Aさんの平成26年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額　：　750万円

＜Aさんが平成26年中に支払った医療費等に関する資料＞

① 人間ドックの受診費用　　：　8万円

※Aさんは、人間ドックを受診した結果、重大な疾病が発見されたため、診断に引き続きその疾病の治療のために下記の入院および通院をした。

② 疾病の治療のための入院費用　：　15万円

※Aさんは、上記入院に対して生命保険から10万円の入院給付金を受け取った。

③ 疾病の治療のための通院費用　：　5万円

＜Aさんが平成26年中に支払った生命保険料に関する資料＞

保険の種類	契約者 (保険料負担者)	契約年月	年間正味払込保険料
定期保険	Aさん	平成24年4月	7万2,000円
医療保険	Aさん	平成25年4月	3万6,000円

※定期保険の保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となる。

※医療保険の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となる。

※妻Bさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんおよび妻Bさんは、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成26年分の所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんが支払った人間ドックの受診費用は、医療費控除の対象となる医療費に該当する。
- 2) Aさんが受け取った入院給付金は、医療費控除の対象となる医療費の金額の計算上、支払った医療費の金額から控除する必要がある。
- 3) Aさんは、平成26年中に支払った医療費の領収書などを勤務先に提出することにより、医療費控除の適用を受けることができる。

《問11》 Aさんの平成26年分の所得税における生命保険料控除の控除額は、次のうちどれか。

- 1) 3万8,000円
- 2) 4万円
- 3) 6万6,000円

<所得税における生命保険料控除額>

年間支払保険料		控除額
2万円以下		支払保険料の全額
2万円超	4万円以下	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +1万円
4万円超	8万円以下	支払保険料× $\frac{1}{4}$ +2万円
8万円超		4万円

《問12》 Aさんの平成26年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 555万円
- 2) 565万円
- 3) 750万円

<給与所得控除額>

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下 ～ 180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180 ～ 360	収入金額×30%+18万円
360 ～ 660	収入金額×20%+54万円
660 ～ 1,000	収入金額×10%+120万円
1,000 ～ 1,500	収入金額×5%+170万円
1,500 ～	245万円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

不動産業を営んでいたAさんは、平成27年5月に病気により63歳で死亡した。Aさんの相続人は妻Bさん（60歳）、長女Cさん（30歳）および養子Dさん（28歳）の3人である。

妻Bさんは、平成27年1月1日以後の相続から、相続税額の計算上、「遺産に係る基礎控除額」が変更されたことを聞き、Aさんの相続に係る諸手続きを含めて知りたいと思っている。

Aさんの親族関係図は、以下のとおりである。なお、Aさんの平成27年1月1日から死亡した日までの不動産所得の金額は200万円である。また、養子Dさんは、Aさんの普通養子である。

＜Aさんの親族関係図＞



※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る諸手続きに関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) Aさんの相続人がAさんの相続について「相続の放棄」または「限定承認」をする場合は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、その旨を（ ① ）に申述しなければならない。
- ii) Aさんの相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ② ）以内に、平成27年1月1日から死亡した日までのAさんの所得金額に係る所得税の確定申告書を提出しなければならない。
- iii) Aさんの相続に係る相続税の申告書の提出義務がある者は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ③ ）以内に、相続税の申告書を提出しなければならない。

- 1) ① 家庭裁判所 ② 4カ月 ③ 10カ月
- 2) ① 所轄税務署長 ② 6カ月 ③ 10カ月
- 3) ① 家庭裁判所 ② 6カ月 ③ 12カ月

《問14》 Aさんの相続における法定相続分の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 長女Cさん： $\frac{1}{4}$ 養子Dさん： $\frac{1}{4}$
2) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 長女Cさん： $\frac{1}{3}$ 養子Dさん： $\frac{1}{6}$
3) 妻Bさん： $\frac{2}{3}$ 長女Cさん： $\frac{1}{6}$ 養子Dさん： $\frac{1}{6}$

《問15》 Aさんの相続に係る相続税額の計算上の「遺産に係る基礎控除額」は、次のうちどれか。

なお、本問においては、平成27年1月1日現在施行の法令等に基づいて解答すること。

- 1) 4,000万円
2) 4,800万円
3) 8,000万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）